

江別市地域活性化起業人(副業型)

スマート農業普及啓発起業人 公募実施要領

1 目的

江別市では、将来的な少子高齢化・人口減少の進行等による農業生産における労働力不足、農業農村インフラの維持管理体制の諸課題に係る対策として、スマート農業の地域実装を推進しています。

今般、「えべつ未来づくりビジョン(第7次江別市総合計画)」に掲げる「持続可能な農村環境づくり」を体現するため、市内農業者を対象としたスマート農業の普及啓発活動、及び農業分野の関係機関、大学等の学術機関、民間企業等と連携したスマート農業の地域実装を加速化する取組の企画・実践活動を強化すべく、企業で培われた人脈やノウハウ及び専門知識を活かしながら、当市の理念に則り活動いただく「江別市副業型地域活性化起業人(スマート農業普及啓発起業人)(以下「起業人」という。)」を募集します。

2 公募概要

(1) 主な業務内容(予定)

別紙「起業人業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

(2) 募集人数

1人

(3) 配属先

江別市経済部農業振興課(北海道江別市高砂町6番地)

(4) 勤務条件

月4日以上かつ月20時間以上とする。(オンライン業務可)
うち、当市における滞在日数(現地勤務)は月1日以上とする。
勤務日や勤務時間等は別途配属先と協議のうえ決定する。

(5) 副業の期間

契約期間の始期から、その年度の3月31日までの1年度とする。
なお、契約期間の始期は令和8年4月1日を予定している。
また、起業人の活動期間(最大3年間)の間、契約の更新(再契約)を行う場合がある。

(6) 費用負担

仕様書及び起業人が提出する応募書類、及び当市と起業人との協議に基づき契約内容を定め、業務委託契約を締結のうえ、費用を負担します。

3 スケジュール

内容	日程等
募集開始(実施要領等の公表)	令和7年10月1日(水)
質問書提出期限	令和7年10月16日(木)午後5時まで(必着)
質問書に対する回答	令和7年10月23日(木)(随時回答)
申込書類提出期限	令和7年10月29日(水)午後5時まで(必着)
書類審査結果通知	令和7年11月5日(水)
ヒアリング審査	令和7年11月19日(水)
審査結果の通知	令和7年11月20日(木)
契約締結・業務開始	令和8年4月1日(水)(予定)

4 応募資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。(ただし、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。))若しくは、三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。(ただし、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。))
- (2) 6か月以上3年以内の期間、継続して当市の業務に従事できる者
- (3) 地域活性化起業人として任用中でない者
- (4) 勤務する企業等から地域活性化起業人(副業型)として活動する旨及び副業形態等の承諾を得られる見込みの者
- (5) 積極性・協調性を有し、地域関係者と協力しながら地域活性化に取り組める者
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 江別市暴力団排除条例(平成25年条例第38号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 所属企業が会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (10) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (11) 起業人として選定された場合、市と協議のうえ必要な協力・調整を行い、契約期間の始期から遅延なく業務を開始できること
- (12) スマート農業に関する専門知識・技術を有すること。
- (13) スマート農業に関する官公庁事業の発注業務に関する従事実績を有すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式1)による。

(2) 質問期間

令和7年10月1日(水)から10月16日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

本要領第11に定める担当部署まで電子メールで提出すること。なお、件名に「起業人質問書」と明記し、送信後に着信確認のため、必ず担当部署に電話連絡をすること。

(4) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和7年10月23日(木)までに、市ホームページ上で随時回答する。

上記提出方法以外の質問及び質問期間を過ぎた質問への回答はしない。また、評価基準・配点等、本公募の評価等に影響を及ぼす恐れがある質問については回答しない。

なお、質問によって本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

6 応募手続

(1) 提出書類

番号	書類名	様式等
①	申込書兼誓約書	様式2
②	職務経歴書	様式3
③	所属企業概要書	様式4
④	スマート農業に関する専門知識・技術を有することを確認可能な自己PR資料	任意様式 A4:1枚
⑤	スマート農業に関する官公庁事業の発注業務に関する従事実績を確認可能な資料	任意様式 A4:1枚
⑥	江別市内の農業分野関係機関と連携したスマート農業の地域実装を加速化する取組の企画に際して、関係機関との連携を円滑かつ高度にするための創意工夫	任意様式 A4:1枚
⑦	起業人として発案・提案予定の事業の概要	任意様式 A4:1枚

(2) 提出期限

令和7年10月29日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

本要領第11に定める担当部署まで郵送(簡易書留郵便に限る。)により提出すること。なお、申込書兼誓約書の提出をもって、本要領に定める事項に同意したものとする。

(4) その他

申込書兼誓約書の提出以降、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式5)を提出すること。

(5) 注意事項

提出書類等について、不備や不足、内容確認等が必要となる場合、担当部署から連絡する場合がある。なお、書類整備や、疑義について確認ができない場合、選定に不利となる場合がある。

提出書類の作成、提出及びヒアリング審査参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

7 選定の審査

「起業人選考委員会」(以下、「選考委員会」という。)において審査(非公開)する。

(1) ヒアリング審査

- ・ 実施日は令和7年11月19日(水)とし、詳細は個別に通知する。
- ・ 1応募者につき30分程度のヒアリングを行う。
- ・ 選考委員会が別紙「評価基準」に基づき審査を実施する。
- ・ 各委員の評価点の合計点数が最も高い者を起業人候補者として選定する。

(2) 審査結果通知

全ての応募者に対して文書で通知する。

(3) 留意事項

- ・ 応募者数が1者の場合でも、審査は実施する。
- ・ 審査において、各委員の評価点合計が5割に満たない場合は、起業人候補者として選定しない。
- ・ 審査結果に関する問い合わせ及び異議等は一切受け付けない。
- ・ 応募書類の提出が5者を超える場合は、書類審査を行い、ヒアリング審査参加者を選定する。書類審査を行った場合、書類審査結果については11月5日(水)午後5時までに電子メールで通知する。

8 契約事項

- (1) 江別市契約に関する規則(昭和43年規則第1号)等の関係法令の規定に基づき、起業人候補者と委託契約を締結する。なお、仕様書、契約条件等の詳細については別途協議するものとする。

- (2) 起業人候補者が契約を辞退又は協議が不調となった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

9 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等に示した提出方法、提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 その他

- (1) 提出された応募書類等は、江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。
- (2) 本業務委託に係る契約期間の始期は令和8年4月1日を予定しており、本事業に係る令和8年度予算の議決が得られなかった場合は、本業務委託は中止となる場合がある。この場合、起業人候補者が自主的に実施した準備作業(資料作成等)に要した費用、及び調査費、その他一切の費用については、市では補償しないものとする。

11 担当部署

江別市経済部農振興課課(農村環境整備係) 担当:山田
〒067-8674 北海道江別市高砂町 6 番地
TEL:011-381-1025(課直通)
MAIL:nogyo@city.ebetsu.lg.jp

(別紙)

江別市副業型地域活性化起業人(スマート農業普及啓発起業人)

評価基準

1 評価項目

評価項目	配点
1 スマート農業に関する専門知識・技術を有すること。	10
2 スマート農業に関する官公庁事業の発注業務に関する従事実績を有すること。	10
3 江別市内の農業分野関係機関と連携したスマート農業の地域実装を加速化する取組の企画に際して、関係機関との連携を円滑かつ高度にするための創意工夫	10
4 副業型地域活性化起業人として発案・提案予定の事業内容	20
合計	50

2 配点表

	非常に優秀	優秀	標準	やや劣る	劣る
10点配点の場合	10	7	5	2	1
20点配点の場合	20	14	10	4	2

評価得点の合計を1委員につき50点満点として採点し、各委員の評価得点の合計が最も高い1者を受託候補者として選定する。

江別市副業型地域活性化起業人(スマート農業普及啓発起業人)業務委託仕様書

委託業務名	江別市副業型地域活性化起業人(スマート農業普及啓発起業人)業務委託
業務の目的	<p>江別市では、将来的な少子高齢化・人口減少の進行等による農業生産における労働力不足、農業農村インフラの維持管理体制の諸課題に係る対策として、スマート農業の地域実装を推進している。</p> <p>今般、「えべつ未来づくりビジョン(第7次江別市総合計画)」に掲げる「持続可能な農村環境づくり」を体現するため、市内農業者を対象としたスマート農業の普及啓発、及び農業分野の関係機関、大学等の学術機関、民間企業等と連携したスマート農業の地域実装を加速化する取組の企画・実践活動を強化すべく、企業で培われた人脈やノウハウ及び専門知識を活かしながら、当市の理念に則り「江別市副業型地域活性化起業人(スマート農業普及啓発起業人)(以下「起業人」という。)」として主体的かつ積極的な活動を行う。</p>
業務内容	<p><u>(1)農業分野関係機関と連携したスマート農業の地域実装を加速化する取組の企画</u> 起業人は、江別市内の農業分野関係機関、大学等の学術機関、民間企業等と連携したスマート農業の地域実装を加速化する取組を企画する。 地域に存在する既存の協議体・ネットワークを考慮しつつ、協調性を以て連携すること。</p> <p><u>(2)市内農業者を対象とした企画立案した取組の実践</u> 起業人は、企画立案した取組について、主体的に市内農業者を対象とした実践活動を行うものとする。</p> <p><u>(3)他の外部人材と連携した普及啓発活動の実施</u> 起業人は、他の外部人材と連携した活動を行うものとする。他の外部人材との情報共有、技術的アドバイス等を行い、取組が相互に波及し、高度化するよう努めるものとする。</p>
業務委託期間	<p>契約期間の始期から、その年度の3月31日までの1年度とする。 起業人の活動期間(最大3年間)の間、契約の更新(再契約)を行う場合がある。</p>
勤務条件	<p>月4日以上かつ月20時間以上、上記業務に従事すること。(オンライン業務可) うち、江別市における滞在日数(現地勤務)は月1日以上とする。 なお、勤務日・勤務時間等は協議のうえ決定する。</p>
業務委託料	<p>(1)報酬費 月額 8.3 万円(税込) (2)現地勤務のため必要となる旅費(上限額)1,000,000 円(12 カ月) (3)起業人が発案・提案する事業に要する経費(上限額)1,000,000 円 ・(2)(3)は上限額であり、契約時に別途協議のうえ決定する。 ・(3)の対象経費は旅費・謝金(報償費)、賃借料(備品の購入・買取は除く。)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限るものとし、食料費は除く。)とし、詳細については別途協議のうえ決定する。</p>

委託料の支払方法	4月から9月までの期間を「前期」、10月から翌年3月末までの期間を「後期」とし、各期について概算払いとする。
報告義務	<p>①勤務状況について 月の従事日数及び1日の従事時間・業務内容について、定期的に市へ報告すること(毎月1回以上)。</p> <p>②実績報告 前期・後期それぞれの期間終了後、10日以内に受託業務の履行状況を「実績報告書」として市に提出すること。</p> <p>③精算報告書 全期間終了後、10日以内に受注業務における経費の支出状況を「精算報告書」として市に提出すること。市は、報告書に基づき検査を行い、検査完了後に精算を行う。精算の結果、概算交付額に残余金が生じた場合は、受託者は市が定める期限までに市に返還すること。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業人が必要な報告を行う際の様式は任意とする。報告内容を保管する添付資料についても同様とする。 ・ 起業人の報告について、市が必要と認めるときは、報告内容の根拠となる追加資料を市に提出すること。 ・ 経費について、対象経費であるか否かの判断が難しい場合は、事前に市へ相談すること。対象外経費に対し、委託料は支払われないので留意すること。 ・ 本業務に掛かる予算の議決が得られなかった場合は、本業務は中止となる。